

# 嘉麻市新市庁舎施設整備等審議会事務局へ要望書

## かま男女共同参画推進ネットワーク

嘉麻市新市庁舎施設整備等審議会委員

有吉 直子

2015. 8. 12

今回嘉麻男女共同参画推進ネットワークへ委員の推薦依頼を受け、審議会へ参画することになりました。従来の審議会等にネットワークから参画している委員の発言は概ねネットから一任され、その審議内容や、進捗状況について大まかな報告等することで了承を受けてきました。しかしながら、新市庁舎建設に対して、市民から反対運動がなされており、当ネットワークの会員の意見は、様々です。今回の審議会については、ネットワークへの報告が推薦された委員には重要と考えています。そこで、審議会の開催前、開催後の疑問点や質問を文書で提出いたしますので、文書にてお答えくださいますよう、お願いいたします。

### 1. 出前講座配布資料（庁舎に関するよくある質問）

○Q4 庁舎建設にかかる事業費は？予算は？

A4(抜粋)「嘉麻市新市庁舎施設整備等審議会」において論議いただき、具体の調査建設費用は庁舎建設基本計画において概ね算定されます。

問：当審議会において建設費の大まかな算定は出されるのでしょうか？今仮に出されている40億円の根拠が解りません具体的に教えてください。支所に代わる新施設の建設費は入っていますか？

○Q5 人口は減少していく予想はあるが、庁舎建設に係る財源は大丈夫ですか？

A5(抜粋)財政計画において想定しています。合併特例債を活用できる今であれば、財源的に可能です。

問：今から20年後までの市の収入・支出予測推計と嘉麻市の人口推計を年代別男女別に教えてください

○Q6 Q7 職員数の削減

A6 A7

問：職員数の削減で経費削減効果を見込まれていますが、現在の非正規雇用の職員数と給与について今後20年後までの推移について教えてください。

○Q11 庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例は、自治基本条例に違反した手続きなんですか？

A11(抜粋)地方自治法に基づいており、自治基本条例に違反していない

問：自治体の運営において、首長・議会・議員・職員が地方自治法に則り職務を遂行していくのは、当然のことと考えます。自治基本条例は、地方自治法を具現化したものであり、市民の市政への参画と協働を具体化したものです。15条の7では「市長は、就任に当たっては、この条例の理念の実現のために職務を執行することを宣誓しなければならない」とあります。市民に理解が進んでいない現状において、地方自治法を根拠に、自治基本条例に違反していないと

断言することは、自治基本条例が嘉麻市に無い状況と同じだと言えます。新市庁舎建設は市民にとってこれからのまちづくりに大きな影響がある問題です。自治基本条例の第4章議会の役割と及び責務 第5章市長の役割及び責務 第6章情報の共有等についてどのように考えられているのか教えてください。

2. アンケート結果から

問5 庁舎の利用頻度・・・どの地区も「60代」の庁舎の利用頻度が高い状況である

問6 庁舎に訪れた際の交通手段・・・自家用車が73%と非常に高い割合

嘉穂地区においては、約8割が自家用車での利用  
すべての地域において70歳以上の交通手段はバスを利用する割合が高くなっている

今後超高齢化社会に突き進んでいる嘉麻市において、利用頻度の高い60代が高齢化し、自家用車での利用が出来ない状況が考えられます。交通体系について、どのような施策が考えられていますか、教えてください。

3. 8月より介護保険制度の改正（要支援が介護保険から外れ自治体での対応となる）で高齢者支援に財源が必要になっていきます。その財源と、今後必要となる高齢者対策に関わる支出の推移について教えてください